

世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク使用基準

世界農業遺産活用実行委員会

世界農業遺産活用実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において作成した世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、世界農業遺産「能登の里山里海」のシンボルとして製作物、媒体等に広く使用することでその認知度を高めるとともに、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を未来へ引き継ぐ取組を推進することを目的とする。

（ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークを使用出来る者は以下の通りとする。

- (1) 実行委員会を構成する地方公共団体
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する者
- (3) 実行委員会又は実行委員会を構成する地方公共団体が承認した者

（申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、実行委員会事務局及び実行委員会を構成する地方自治体の担当窓口（以下、事務局と各市町の担当窓口を総称して「事務局等」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ『世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク使用申請書（様式第1号）』（以下「使用申請書」という。）を事務局等に提出するものとする。申請に際しては、使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を併せて添付することとする。

（使用期限）

第5条 ロゴマークの使用許可期間は承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

（使用基準）

第6条 事務局等は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 世界農業遺産「能登の里山里海」のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- (2) 消費者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 生物多様性を著しく損なう恐れがある場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反すると認められる場合

（使用の範囲）

第7条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、使用にあたっては、世界農業遺産「能登の里山里海」の価値を高めるよう努めるものとする。

- (1) 世界農業遺産「能登の里山里海」の農林漁法や農業上の土地利用、生物資源（農林水産物を除く）、里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの、及びそれらの維持・保全に資する取組に関する標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体。
- (2) 農林水産物及び農林水産物や伝統的な技術を使用した加工品・調理品・工芸品等の

商品に関する前項に示す媒体及び出荷箱など。但し、個々の商品及び化粧箱など特定の商品の個装には使用できない。

- (3) 第1条の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ユニフォーム、ポスター、ホームページ、社内報、広報誌、封筒並びにステッカー等の媒体。
- (4) その他、周知に効果的であると期待される媒体。

(使用の承認)

第8条 第4条の申請があった場合には、事務局等は、第6条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、使用を承認する場合には、『世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク使用承認書』（以下「使用承認書」という。）を交付する。

(デザイン)

第9条 ロゴマークのデザインは、『世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク・デザインガイド』に基づくものとする。

(メッセージの付記)

第10条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、事務局等は、その使用方法、目的等により、使用の承認にあたり、メッセージの付記を使用条件とすることができます。

『私たちは世界農業遺産「能登の里山里海」を応援しています』

『世界農業遺産「能登の里山里海」の普及・啓発を目的としたロゴマークです』

(商標登録等)

第11条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに事務局等に提出するものとする。

(改善の指示)

第13条 事務局等は、使用者が使用基準等を遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取り消し)

第14条 前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(問題への対処)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、実行委員会及び実行委員会を構成する地方自治体は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際には、速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義にしたがい、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定める。

附 則

この使用基準は、平成24年1月16日から適用する。